

○11 番（福本達雄君）

11 番、福本です。

2 点、公共施設での身障者対応についてと、海岸漂着物の処分についてお尋ねいたします。

まず、1 点目、公共施設での身障者対応についてですが、災害時、警報が出された場合、避難所となる公民館等に避難される身障者の方に対する対応は、町としてどう考えているのか。歩行時の手すり設置状況、車椅子の配置状況、歩行者補助具の配置状況などで改善が必要ではないのかについてお尋ねします。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

町内の公民館 8 施設の手すりの設置状況につきましては、2 階建て以上の公民館 4 施設には、階段に手すりを設置しております。また、3 施設では玄関入口に、1 施設では廊下に手すりが設置されております。

また、車椅子につきましては、避難所となる公民館 7 施設すべてに配置しております。

歩行補助具につきましては、現在すべての公民館で配置されております。

公民館における障害者などの要配慮者への対応については、福本議員ご指摘のとおり不十分な面もございますので、備品や設備の充実につきまして、関係課と協議を行い、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

健康福祉課の対応としましては、日常生活や災害時に義足や人工関節を使用している方や、内部障害や難病の方、また、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周辺の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう香川県が作成いたしました「ヘルプマーク」を配布しております。こちらがヘルプマークになります。

また、避難所での支援者に対しましては、「支援用バンダナ」を指定避難所である公民館に配置しており、適切な配慮を受けることができるよう対応しております。こちらのほうが、支援バンダナとなっております。こちらのほうの上の部分に、支援内容をガムテープなどで書いていただいて、それを貼って利用していただくというかたちになっております。

また、避難所の生活が長期化する場合につきましては、指定の避難所に保健師を派遣いたしまして、福祉的な視点で避難者の状況を判断し、状況に応じた適切

な支援へつなぐ福祉トリアージを実施し、避難所での継続が困難と判断された場合には、福祉避難所や医療機関等に移動していただきます。これらの対応が災害時の一連の対応と考えております。

なお、ヘルプマークや支援用バンダナにつきましては、まだまだ認知されていないようですので、さらなる普及のため、しっかりと周知、啓発してまいりたいと考えております。

また、議員各位におかれましても、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本達雄君。

○11 番（福本達雄君）

今、2 課の担当課長から回答ありました。

私としても防災訓練を通じていろんな面から問題点を探っていきますので、これからも誰もが心配なく安心して避難できる避難所となるよう準備をお願いいたします。

2 点目の海岸漂着物等の処分についてですが、海岸に漂着した燃やせる木片等の処分は、各自治会やボランティア団体が集めたものを町が収集し処分していると思いますが、処分量はどれくらいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

福本議員のご質問にお答えします。

海岸に漂着する海ごみは、主に可燃ごみ、不燃ごみ、漁具等の処理困難ごみに分類されます。これまで漁業者やボランティア清掃に登録いただいている団体が、清掃で収集した海岸漂着ごみについては、日程等の事前協議を行い、町が後日回収、処分しておりました。

令和 5 年度の実績では、漁協 4 団体、ボランティア 8 団体が計 24 回実施しており、町が回収し、小豆島クリーンセンター等で計測したものは、漁協 4 団体が実施した 4 回分で、可燃ごみ約 745kg、不燃ごみ約 70kg となっております。それ以外の 20 回分は、定期収集で出されているものであり、こちらの収集量は、1 回当たり「大」のごみ袋で 10 袋程度となっております。

○議長（濱野良一君）

福本達雄君。

○11 番（福本達雄君）

この量については、今聞かせてもらった時点では、多いとか少ないとかはちょっと私は判断できんですが、集めるのに負担軽減が必要ではないかと考える

面があります。これは、木片なのですが、収集規定の超える大きさのものは切断しなければならぬため負担となっているので、軽減の措置はされているのかお尋ねします。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

福本議員の２つ目の質問にお答えいたします。

可燃ごみの袋での収集は、長さが約 50cm、厚さ約 10cm 以内のものを受け入れ可能としており、それ以外のサイズのごみは、搬入可能な大きさとして、長さ 2m 以内、厚さ 10cm 以内に切断するなど、してもらってから収集しております。

投棄された漁網、ブイ等の漁業系廃棄物は、産業廃棄物に分類されるため、町では処理困難物と認識し、これまでは回収をしていませんでした。しかしながら、毎回の清掃時に一定量の処理困難物があることから、令和 6 年度から、ボランティア清掃に登録いただいている団体が収集した漂着ごみは、団体で分別後、処理困難物は町が許可業者に処分を依頼するなどにより、これまでよりも円滑に回収、処分してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

福本達雄君。

○11 番（福本達雄君）

木片については、最近では手軽に使える電動チェーンソーが販売されていますが、まだ、広く普及されているとは言えず、切断となったら「手間がかかってどうしようかな」という場合もあります。

また、先ほど回答があったように、今まで扱っていない漂着ごみについても取り扱ってもらえるということで、漂着物全般については、清掃時の負担を軽減されていると考えますので、今後もよろしくお願いいたします。

それでは、これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。